

清須市障害者基本計画
第5期清須市障害福祉計画
第1期清須市障害児福祉計画

(骨子案)

平成29年11月

■ 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年の障害福祉の動向として、障害者権利条約の批准に向けての国内法の整備が進められてきました。平成 23 年 8 月の改正障害者基本法では、障害者権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨が盛り込まれ、社会的障壁の定義が規定されるとともに合理的配慮に係る規定が盛り込まれました。以降、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しています。

平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）と改正・改称し、障害者の定義に難病等が追加されました。また、平成 28 年 6 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等が規定されました。

■ 障害福祉に関する動向

	障害者基本計画	障害福祉計画
障 害 福 祉 に 関 す る 動 向	障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月） ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障害者・障害の定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ・社会的障壁、合理的配慮の規定 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選挙等における配慮 等	障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月） ○障害者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障害により行動障害のある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し
	障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月） ○障害者虐待の防止と虐待防止の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月公布・平成 30 年 4 月施行） ○障害者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援等 ・高齢障害者の介護保険サービス利用円滑化 ○障害児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問による発達支援 ・障害児福祉計画の策定 等 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月） ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等	

(2) 計画策定の趣旨

「清須市障害者基本計画」は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」の規定に基づき、本市の障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条」の規定に基づき、基本指針に即して障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定めるものです。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は「障害児福祉計画」を定めるものとされました。（33 条の 20）。「障害児福祉計画」は、基本指針に即して、障がい児の通所支援・相談支援の提供体制の確保について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市でも「第 1 期障害児福祉計画」を、「第 5 期障害福祉計画」と一体的に作成するものとします。

■ 根拠法令・計画の性格

	障害者基本計画（第 3 期）	障害福祉計画（第 5 期）	障害児福祉計画（第 1 期）
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 （平成 23 年 8 月 5 日一部改正）	障害者総合支援法 第 88 条 （平成 25 年 4 月 1 日施行）	児童福祉法 第 33 条の 20 （平成 30 年 4 月 1 日施行）
性 格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児支援の提供体制を確保するための計画

2. 計画の対象者と用語の使い方

これらの計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。

障がい者

- ・身体障害者福祉法第 4 条に規定する「身体障害者」
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち 18 歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する「精神障害者」のうち 18 歳以上の方（発達障害者を含みます）
- ・難病

障がい児

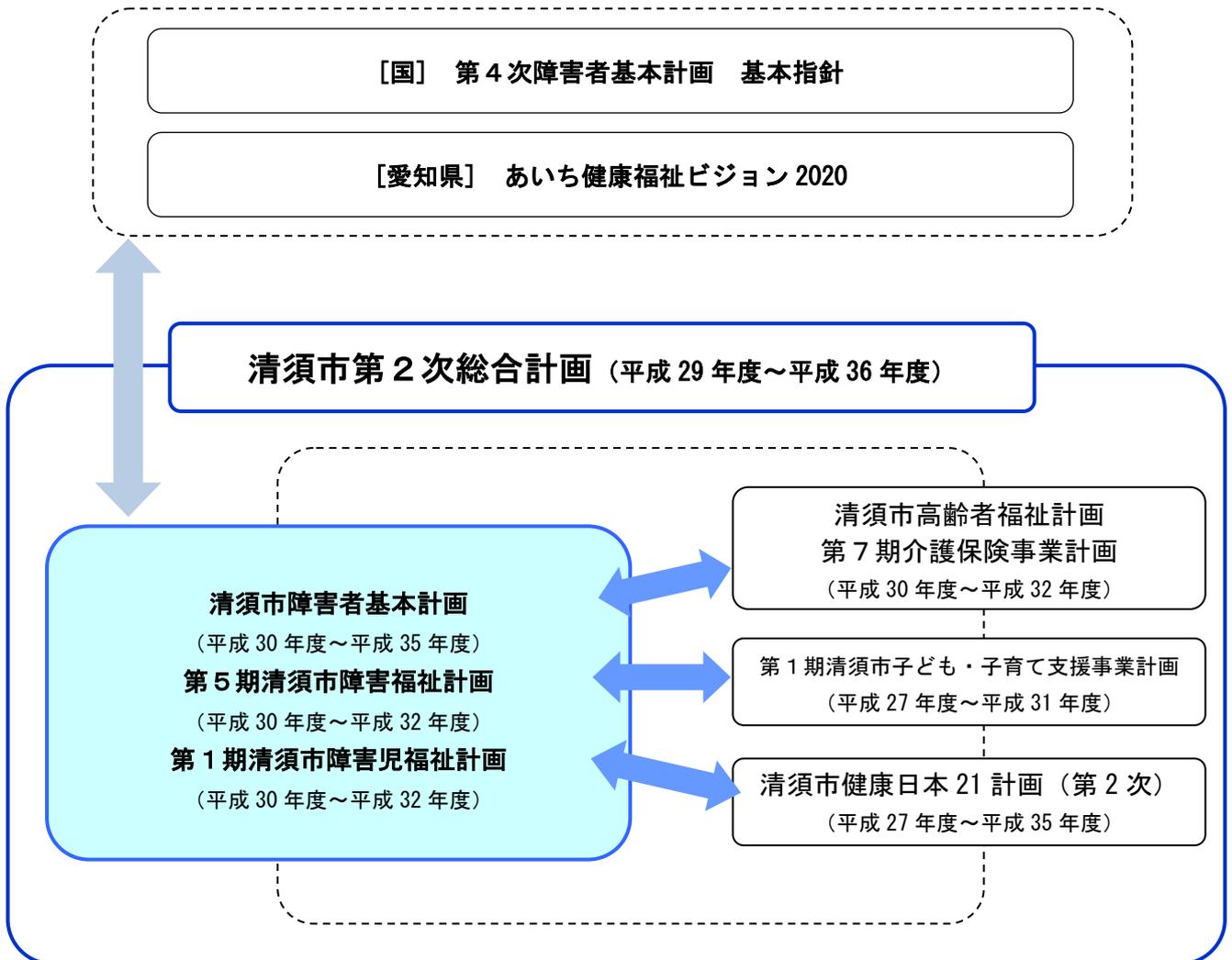
- ・児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害児を含みます）

なお、この計画では、特に障がい種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区分の必要性がある場合等を除き、総称として“障がい者”を「障がいのある人」、「障がい児」を「障がいのある児童」という表現で統一しています。

3. 計画の位置付け

清須市障害者基本計画及び第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画は、国の「第4次障害者基本計画」及び「あいち健康ビジョン」などと整合性を図りながら、「清須市総合計画」における福祉施策の個別計画と位置付けるとともに、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



4. 計画の期間

現行の「清須市障害者基本計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）は、1 年の延伸により、今年度が計画期間の終了となります。これまでの計画を見直し、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間で計画期間とする新たな「（第 3 期）障害者基本計画」を策定します。

また、現行の「第 4 期障害福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）は、今年度が計画期間の終了となり、こちらも計画を見直し、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とする新たな「第 5 期障害福祉計画」を策定します。「第 1 期障害児福祉計画」についても、障害福祉計画と同様に 3 年間で計画期間とします。

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画策定に伴い、必要に応じて清須市障害者基本計画の見直しを行いません。

■ 計画期間

清須市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画					
H30	H31	H32	H33	H34	H35
(第 3 期) 清須市障害者基本計画					
→					
第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画		
→			→		
第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障害児福祉計画		
→			→		

5. 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

サービスを利用する障がいのある人をはじめ、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映するため、障がい者団体、支援団体、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などの委員で構成する「清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）」を設置し、協議します。

(2) アンケート調査の実施

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者、福祉金受給者、サービス利用者 計 2,884 人
- ・平成 28 年度本市に請求実績のある事業所 217 か所

(3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象に、サービス利用上の課題などについてヒアリングを行いました。

(4) 市民ワークショップの開催

「障がいのある人もない人も支えあう社会づくりのためのワークショップ」を 9 月に 2 回開催しました。

(5) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。

■計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、障害者基本法の理念を踏まえ、障がいのある人だけでなく、すべての市民のための計画と位置づけ、「価値共有」しながら、だれもが自分らしい生き方を追求でき、市民相互の心のぬくもりが実感できるまちづくりを目指し「一人ひとりの生き方をともに支えあう 夢応援・きよす」を清須市障害者基本計画の基本理念としてきました。

本計画では、現行の計画を踏まえた上で、障のある人もない人も地域でともに学び、生活し、そして支えあうノーマライゼーションを推進するために「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」(仮)を本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、3つの基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

—基本理念— (仮)

障がいのある人もない人も、
ともに育み支えあう地域社会の実現

基本理念の実現のために、「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の大きく3つの基本方針を定め、基本方針毎の施策を展開していきます。

—基本方針— (仮)



I 地域での理解

～各種啓発・差別解消・権利擁護・情報提供・相談支援～

II 地域での共生

～療育・保育・教育、就労支援、生涯学習、地域共生～

III 地域での安心

～生活支援、保健・医療、生活環境、防災・防犯～

2. 清須市障害者基本計画の概要

計画の概要	障害者基本法に基づき、本市の障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める。
計画期間	平成30年度～平成35年度 (平成32年度に必要に応じて見直しを行なう。)

基本理念	基本方針	分野の基本目標
(仮) 障がいのある人もない人も、 ともに育み支えあう地域社会の実現	I. 地域での理解 障がい、障がいのある人に対する理解促進・配慮を充実します。	1 啓発・理解促進
		2 差別の解消及び権利擁護の推進
		3 相談・コミュニケーション支援体制の充実
	II. 地域での共生 障がいのある人もない人も支えあう共生のまちづくりを推進します。	1 療育・保育・教育の推進
		2 就労支援の推進
		3 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実
		4 地域交流・地域活動の推進
	III. 地域での安心 障がいのある人が安心して暮らせる地域での支援体制づくりを推進します。	1 生活支援の充実
		2 保健・医療の推進
		3 生活環境の整備充実
		4 防災・防犯の推進

3. 第5期清須市障害福祉計画の概要

事項	内 容
計画の概要	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保
計画期間	平成 30 年度～32 年度
施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等に係る目標	1. 施設入所者の地域生活への移行 ○地域移行者数：平成 28 年度末施設入所者の 9%以上 ○施設入所者数：平成 28 年度末施設入所者の 2%以上減 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3. 地域生活支援拠点等の整備 4. 福祉施設から一般就労への移行 ○一般就労への移行者：平成28年度の1.5倍 ○就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増 ○就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上
障害福祉サービスの提供状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス ・ 指定相談支援 ・ 地域生活支援事業 等
各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③居住系サービス ④計画相談支援 ⑤地域相談支援 ⑥理解促進・啓発事業 ⑦自発的活動支援事業 ⑧相談支援事業 ⑨成年後見制度利用支援事業 ⑩意思疎通支援事業 ⑪日常生活用具給付事業 ⑫手話奉仕員養成研修事業 ⑬移動支援事業 等
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関との連携 ②計画の達成状況の点検及び評価

4. 第1期清須市障害児福祉計画の概要

事項	内 容
計画の概要	児童福祉法に基づき、障害児通所・入所・相談支援等の提供体制の確保
計画期間	平成30年度～32年度
児童通所支援及び障害児相談支援体制の確保に係る目標	<p>1. 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置 ○平成32年度末までにすべての市町で保育所等訪問支援を利用できる体制構築 ○平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町に1か所以上設置 ○平成30年度末までに医療的ケア児の適切な支援のための連携協議の場設置 <p>2. 子ども・子育て支援等における障害児の受け入れの体制整備に係る定量的な目標（平成29年3月31日国通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度から32年度までの保育所・認定こども園・放課後健全育成事業等の目標（人）
障害福祉サービスの提供状況	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 等
各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援 ⑦障害児相談支援 ⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関との連携 ②計画の達成状況の点検及び評価